

第五十五号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百合子

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）の一部を次のように改正する。

別表四の項中

同 羽村特別支援学校

羽村市五ノ神字武蔵野三百十九番地一

同 王子第二特別支援学校

北区十条台一丁目八番四十七号

を

同 羽村特別支援学校

羽村市五ノ神字武蔵野三百十九番地一

に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都立王子第二特別支援学校を廃止する必要がある。